

三重県教育委員会の後援名義使用承認等に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援又は協賛の名義使用及び賞状交付の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 教育委員会が、その主催する事業について後援又は協賛（以下「後援等」という。）の名義使用の承認（以下「後援等の承認」という。）をすることができる団体（当該団体が別表1に掲げる場合に該当しないものに限る。）で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体、機関
 - ロ 学校法人
 - ハ 社会教育関係団体
 - ニ 文化財の保護又は育成を主たる目的とする団体
 - ホ その他三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が適当と認める団体
- (2) 後援 教育委員会が団体の行う事業への後援の名義使用を認めることをいう。
- (3) 協賛 教育委員会が団体の行う事業への協賛の名義使用を認めることをいう。

第2章 後援等

(承認の基準)

第3条 教育委員会は、団体から申請のあった事業の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるものについて、後援等の承認をすることができる。

- (1) 当該事業が、学校教育、社会教育、文化財保護に関するものであり、かつ、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
 - イ 公共性を有するもの
 - ロ おおむね県内全域を対象とするもの
 - ハ 営利を目的としないもの
 - ニ 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
 - ホ 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないもの
 - ヘ 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
 - ト その他教育行政の運営に支障をきたさないもの
- (2) その他教育長が適当と認めるものであること。

(申請の手続)

第4条 後援等の承認を受けようとする団体は、事業開始の1月前までに、三重県教育委員会後援名義等使用承認申請書（第1号様式）を教育長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業を主催する団体の定款、会則、規約及び役員名簿その他団体の概要を示す書類（申請日の属する年度内に当該書類の提出があり、その記載内容に変更がない場合は省略できる。）
- (2) 実施要綱、募集要項、参加案内その他事業内容を示す書類
- (3) 収支予算書（第2条第1号ロからホまでに規定する団体が申請する場合において、参加者等から金員を徴収する場合）
- (4) その他教育長が必要と認める書類

（承認の条件）

第5条 教育委員会は、後援等の承認を行う場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 承認を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに承認事項変更届出書（第2号様式）に当該変更事項を記載して、教育長に届け出ること。ただし、軽微な変更として教育長が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (2) 事業の実施に際して法令違反など社会通念上好ましくない行為があった場合には直ちに届け出ること。
 - (3) 法令違反など社会通念上好ましくない行為があったと教育委員会が認めた場合には、教育委員会の求めに応じて、詳細を報告すること。
 - (4) 事業終了後1月以内に、事業実施報告書（第3号様式）を教育長に提出すること。この場合において、申請時に収支予算書を提出した事業については、収支決算書を添付すること。
 - (5) 事業の実施内容の詳細を示した書類及び会計書類等を事業終了後1年間保管し、教育委員会が求める場合には、閲覧や写しの提出に応じること。
 - (6) 事業の実施によって教育委員会に損害等を生じさせた場合には、教育委員会の請求に基づき賠償を行うこと。
- 2 教育長が必要と認める場合は、前項に規定する条件のほか必要な条件を付することができる。

（承認の期間）

第6条 後援等の承認をする期間は、6月以内とする。ただし、事業の性質上やむを得ないものとして、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

（経費負担）

第7条 教育委員会は、後援等の承認に伴う当該事業への経費負担等を行わないものとする。

（承認の取消し）

第8条 教育委員会は、後援等の承認について次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により承認を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する承認の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 第5条に規定する承認の条件を遵守していないと認められるとき。
- (4) 承認を受けた者から取消しの申出があったとき。

(5) その他後援等の承認を取り消すことが適当であると認めるとき。

第3章 賞状交付

(賞状交付の申請手続)

第9条 賞状交付の承認を受けようとする団体（当該賞状交付の承認と併せて後援等の承認を受けようとする団体を含む。）は、事業開始の1月前までに、賞状交付等承認申請書（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 前項に規定する賞状の種別は、三重県教育委員会賞及び三重県教育委員会教育長賞とする。

3 第1項に規定する申請書には、第4条第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 賞状の文案

(2) 授賞のリスト

(準用)

第10条 第3条及び第5条から第8条までの規定は、賞状交付について準用する。この場合において、第5条第4号中「事業実施報告書（第3号様式）」とあるのは、「事業実施報告書（第5号様式）及び教育委員会が交付した賞に係る受賞者リスト（氏名のほか、学校名又は住所等を記載するものとする。）」と読み替える。

第4章 雑則

(雑則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表1 第2条関係

- 1 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等と認められる場合
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- 3 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等に資金等の供給、資材等の購入、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- 4 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。）
- 5 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される場合には、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- 6 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等であると知りながら、これを利用したと認められる場合